

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

お客さまへの価値創造を取引先とともに実現するために、取引先との相互理解や相互信頼を深めるとともに、取引先人材の育成支援、共同開発やV E活動の連携、電子商取引やデータの相互利用推進、健康経営の支援などに取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

また、中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ります。

3. その他

取引先の労働安全および人権尊重、環境保全など購買にあたり遵守すべき行動規範を定めて取り組むとともに、「サステナブル調達基本方針」として公表しています。

また、当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2020 年 7 月 22 日
(2025 年 1 月 17 日更新)
(2026 年 2 月 1 日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

東京ガス株式会社 代表執行役社長 笹山 晋一